

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を令和二年十月九日認可した。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

尾田蒔土地改良区

二 事務所所在地

秩父市